



藍原 章 議員

不妊治療の保険適用で、これから変わること

不妊治療の保険適用で

変わることは

現状の助成制度に比べ、さらに自己負担額の軽減が図られます。

問 3割負担の場合の自己負担額はどの程度か。

答 健康福祉部長

人工受精が9千円程度、体外受精は15万円程度となり、現状の助成制度と比べ、さらに自己負担額の軽減が図られます。

問 自己負担の合計が高額になった場合の、高額療養費制度の利用は可能か。

答 健康福祉部長

利用できます。例えば、自己負担額が15万円の場合、中間的な所得水準の年収

370万円〜770万円の方は、8万2千円程度の自己負担額となります。

問 保険適用における男女の年齢要件は。

答 健康福祉部長

男性は年齢制限がありませんが、女性は令和4年4月以降の治療開始時点で、43歳未満の方が対象となります。



問 保険適用されない不妊治療とはどのようなものがあるか。

答 健康福祉部長

受精卵の異常を調べる着床前検査や、第三者の精子や卵子を用いた不妊治療等は保険適用の対象外とされています。

問 これまでの助成回数を超えて利用した場合、保険適用の不妊治療はできるか。

答 健康福祉部長

保険適用後の回数の上限は、これまでと変わりません

が、すでに助成回数を上限まで利用された方の4月以降の具体的な取り扱いが国から示されており、今後の動向を注視してまいります。

問 高島市の過去3年間の不妊治療助成事業の利用実績は。

答 健康福祉部長

平成30年度19人、令和元年度25人、令和2年度23人、令和3年度は2月末現在で10人の方にご利用いただいています。

問 不妊治療の保険適用を市民にどのように周知、啓発されるのか。

答 健康福祉部長

3月末に全戸配布します「たかしま健康だより」、また「広報たかしま」やホームページも活用して周知を図ります。

その他の質問

● 訪問型の子育て支援について